



市政へのご意見お聞かせください

鹿児島市議団ニュース

2021年 第3回定例会 9月 鹿児島市議会報告

- 発行/日本共産党鹿児島市議団 鹿児島市山下町11-1
- TEL.216-1440 ●FAX.225-5607
- E-mail: kyousan@kagoshimashigikai.com
- http://jcp-kagoshigi.que.jp/

日本共産党

鹿児島市議会議員団

吉野地域に新しい小学校の建設を！

コロナ禍で初めてのまん延防止等重点措置のもとでの学校生活

今年9月は、鹿児島市初めてのまん延防止等重点措置のもとで新学期が始まりました。国が示した衛生管理マニュアルでは警戒基準レベル3に該当し、チェックリストでも「児童生徒の間隔を可能な限り2m、または最低1m確保するように座席を配置していますか」と示されていますが、吉野小や吉野東小などの過大規模校では、身体的距離を取ることが難しく、サーキュレーターによる換気や時差登校などの取り組みとなりました。

昨年の市議会では大園たつや市議の「過大規模校では身体的距離を保つことが難しいのではないか」との質問に、教育長は「理論上可能と考えている」と答弁していましたが、実際には困難であることが明らかになりました。

国が示す「小学校設置基準」と過大規模校の現状

国が示す小学校設置基準は「小学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならぬ」となっており、少なくとも校舎に備えるべき施設として、教室のほか、図書室や保健室などが規定され、児童数や教室数に応じて校舎や校庭の面積の最低基準が決まっています。

●国が示す「小学校設置基準」と過大規模校の現状

	吉野小		吉野東小	
	設置基準	実際の面積	設置基準	実際の面積
校舎面積	4,743㎡	5,538㎡	7,200㎡	7,180㎡
校庭	4,743㎡	4,998㎡	7,200㎡	12,805㎡

吉野小や吉野東小学校はこの基準を上回っているにもかかわらず、教室の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならぬ」となっており、少なくとも校舎に備えるべき施設として、教室のほか、図書室や保健室などが規定され、児童数や教室数に応じて校舎や校庭の面積の最低基準が決まっています。

今後とも吉野地域でのゆとりある学校環境の整備に全力を尽くします。

室不足で、仮設校舎で一部の児童が学校生活を送っていることについて、教育長は「校舎には、設置基準の規定にない校長室や事務室等も含まれますことから、設置後の状況変化によっては教室不足となる場合もございます。また、いわゆるバリアフリー法において、一定規模の建築に際しては、公立小学校等もエレベーターやバリアフリートイレの設置が義務付けられたことを受け、今後、学校に求められる施設の面積は増加するものと考えております。」と答弁しました。このようなことから新しい小学校の建設が必要です。

小学校を新築・増築するための財源は？

小学校建設の財源について教育長は「公立学校施設整備負担金は、公立の小・中学校において教室不足を解消するため、校舎を新築又は増築する場合等に、国がその経費の一部を負担し、施設整備を促進するもので、負担割合は国と市で2分の1ずつでございます。」と答弁し、両校ともその対象になることが明らかになりました。

日本共産党 大園たつや市議等がご相談にのります。

無料 生活相談会

第2日曜日 午前10時～11時半まで

日本共産党吉野事務所 (吉野町 2928-18) 電話・FAX.099-295-8776
この日以外はコチラへ TEL.090-9478-7011 (担当: 松崎達朗)



お困りごとはありませんか

